

# 第3次徳島市生活排水対策推進計画

～みんなでできる 川にやさしい暮らしのマナー～

徳 島 市



## はじめに

徳島市は、吉野川をはじめとした大小134本もの河川が流れる水が豊かな都市であり、かつて川を利用した藍の積み出しなどの物資の運搬や豊かな伏流水を使つての藍染、しじら織りなどが盛んに行われてきました。また、古くから湧き水にも恵まれ、多くの市民に利用されています。

このように水とともに繁栄してきた本市ですが、一方で、私たちの日々の暮らしから出ていく生活排水を浄化する公共下水道と合併処理浄化槽の普及率は合わせて8割程度にとどまっており、依然として未処理の排水が中小の河川に流入している状況にあります。

本市は、平成3年7月に「生活排水対策重点地域」に指定され、平成6年3月に「徳島市生活排水対策推進計画」の第1次計画を策定し、「川や海を みんなで きれいに！」をキャッチフレーズに、下水道整備の促進をはじめ、合併処理浄化槽の補助制度、生活排水浄化実践推進員の設置などに取り組んできました。

その後、平成26年6月に第2次計画を策定し、約30年間にわたり市民の皆さまとともに生活排水対策に継続して取り組んでまいりました。

このたび策定をいたしました第3次計画では2030年までを見据えて、さらなる中小河川の水質浄化に向けて、市民の皆さまとともに連携・協働を図りながら取組みを進めてまいりたいと考えております。

終わりに、本計画の策定にあたり、第3次計画策定のための市民会議の委員の皆さま、アンケートなどを通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました生活排水浄化実践推進員の皆さまに、心からお礼申し上げます。

令和4年11月

徳島市長 内藤 佐和子

## 【目 次】

1	生活排水対策推進計画策定の背景	1
2	生活排水対策推進計画策定地域の概要	5
3	市内の河川の水質について	8
4	生活排水処理施設の現状	13
5	生活排水対策に係る啓発に関するこれまでの取組	20
6	生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針	22
7	計画の推進に向けて	30

### (資料編)

1	生活排水浄化実践推進員へのアンケート調査結果	32
2	策定経過	34
3	第3次徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議	35
4	水質汚濁防止法（抜粋）	37
5	生活環境の保全に関する環境基準等	39
6	用語の説明	41

# 1 生活排水対策推進計画策定の背景

## (1) はじめに

### ①生活排水とは

生活排水とは、わたしたちの日常の生活から出される排水のことで、台所・風呂・洗濯などの生活雑排水とトイレからの排水を合わせたものです。

生活排水は貴重な水を汚す大きな原因のひとつとなっています。

### ②生活排水はどのくらい汚れているのか

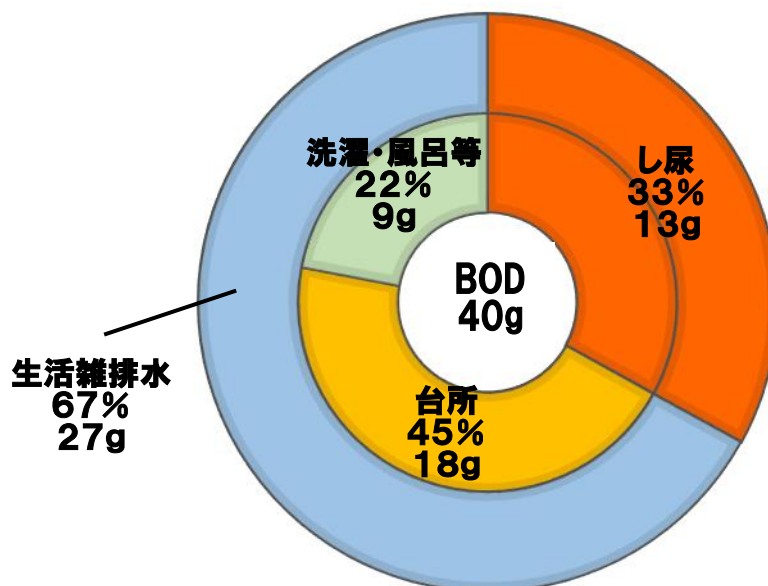
私たちは、1人1日あたり約200リットルの水を使用しています。これらの生活排水に含まれる汚れの量は、BOD※の量で1人1日約40gといわれています。

※BOD(=生物化学的酸素要求量)

微生物が水中の水の汚れを分解するときに使う酸素の量のことで、水質汚濁の指標の一つです。

水が汚れているほど、分解するために大量の酸素を使うため、水中の酸素が少なくなってしまうと、悪臭の発生や、魚の窒息死などの問題が発生してしまいます。

図1-1 1人1日あたりの生活排水の内訳



## (2) 生活排水対策推進計画とは

### ①生活排水対策推進計画策定の背景

生活排水対策推進計画は、平成2年6月に改正された水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）により策定が規定されているもので（第14条の9）、生活排水対策重点地域での生活排水対策を推進するために定める計画です。

生活排水対策重点地域とは、水質環境基準が確保されていない公共用水域等にて、生活排水対策の実施を推進する緊急性が高いと認められ、当該水域の水質の汚濁に関係があり、特に重点的な対策の推進を図る地域のことをいいます。

生活排水対策推進計画では、①生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針、②生活排水処理施設の整備に関する事項、③生活排水対策に係る啓発に関する事項、④その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項について規定するものです。

本市は、人口が集中している中小河川において生活排水による水質汚濁が進行したことから、平成3年7月に水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」として県知事より指定されました。

県内では、令和2年度末現在、徳島市のほか、鳴門市、阿南市、藍住町、北島町、松茂町が指定されています。

#### 〔生活排水対策重点地域の指定状況〕

- 1 生活排水対策重点地域の名称  
新町川流域等生活排水対策重点地域
- 2 生活排水対策重点地域の区域  
徳島市の全域（公共下水道処理区域を除く。）
- 3 指定の日  
平成3年7月5日

### ②計画改定の流れ

「生活排水対策重点地域」の指定を受けて、平成6年3月に徳島市生活排水対策推進計画を策定し、見直し改定を平成26年6月に行い、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めてきました。加えて市民に対して啓発を行うなど、市民協力のもと市内各河川において水質を浄化するための対策を進めてきたところです。

このたび、第2次計画の計画期間が令和2年度で終了したほか、令和3年3月に第3次徳島市環境基本計画が策定され、さらに、今後の汚水処理施設の整備を進めるうえでの基本方針となる徳島市污水適正処理構想も改定されており、市の環境施策や生活排水処理施策にも大きな変化がありました。

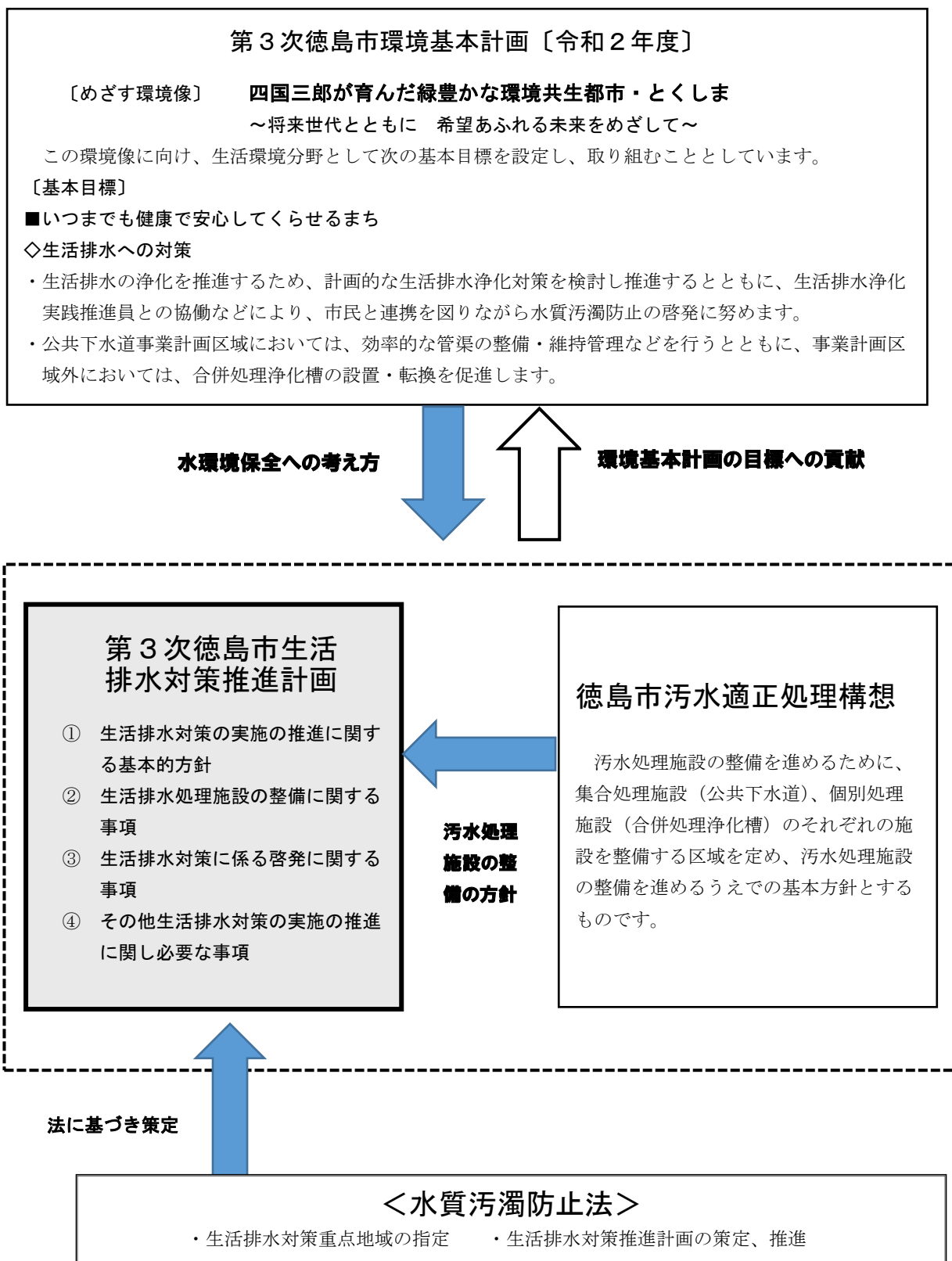
こうした生活排水に関連する計画との整合を図りながら、市が果たすべき役割、市民ができる実践策を効果的に織り交ぜながら生活排水対策を推進していくため第3次計画を策定するものです。

表 1 - 1 本計画に関連する施策展開の変遷

第 1 次（平成 6 ～ 2 5 年度）	第 2 次（平成 2 6 ～ 令和 2 年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道の普及促進</li> <li>・ 北部浄化センターの供用開始（平成 11 年～）</li> <li>・ 雨天時の汚水改善を目的に合流式下水道改善事業を実施（平成 23～26 年度）</li> <li>・ 単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換、普及促進（徳島市浄化槽設置整備事業補助金）</li> <li>・ 廃食用油の回収事業を開始（平成 19 年～）</li> <li>・ 家庭における生活排水対策の啓発促進</li> <li>・ 生活排水浄化実践推進員制度を開始 （平成 14 年～）</li> <li>・ 冷田川流域生活排水対策業務を実施 （平成 17、18 年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道の普及促進</li> <li>・ 単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換、普及促進</li> <li>・ 家庭における生活排水対策の啓発促進</li> <li>・ 八万等 3 地区の下水道整備の中止検討を表明</li> </ul>

### ③計画の位置づけ

本計画と関連する計画との関係は次のとおりです。





## 2 生活排水対策推進計画策定地域の概要

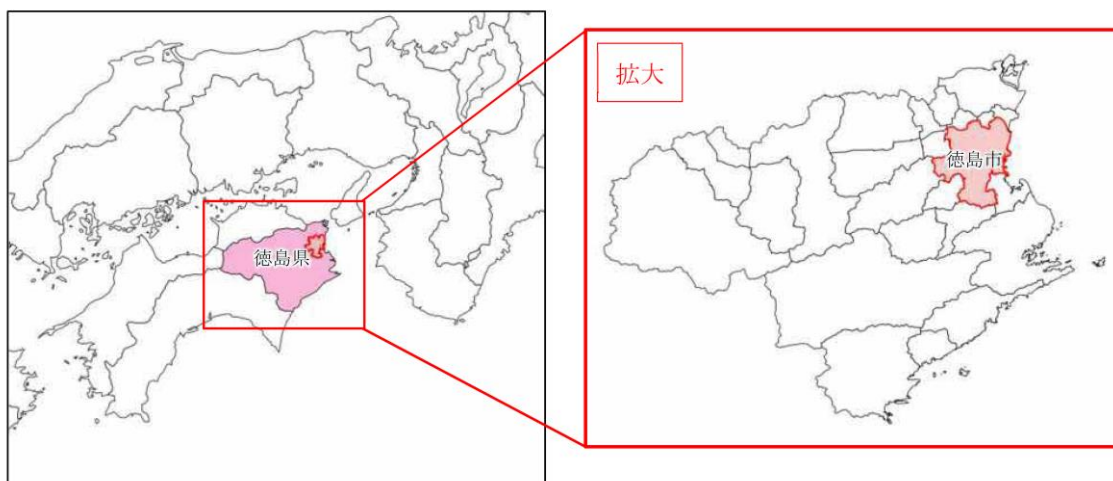
### (1) 沿革

四国東部に位置し、一級河川吉野川の沖積平野に発達した徳島市は、東西 16.4 km、南北 19.45 km にわたり、総面積は 191.52 km<sup>2</sup> となっています。市域の東部は紀伊水道に臨み、南部は四国山地に連なる山々を背にした自然豊かな都市で、徳島県の県都、そして四国の東玄関として発展してきました。

市の中心部には「眉の如雲居に見ゆる阿波の山」と万葉集に詠まれた眉山や阿波藩主・蜂須賀家が居を構えた城山が緑のランドマークとして市の中心部にあるほか、新町川や助任川など、大小 134 もの河川が市内を流れており、美しい水と緑のあふれる市街地が形成されています。

また、歴史・文化的な資源として、阿波十郎兵衛屋敷、徳島城跡、丈六寺などが点在するほか、真夏の 4 日間繰り広げられる「阿波おどり」には、県内外はもとより海外からも大勢の観光客が訪れるなど、世界にもその名を知られた徳島の夏祭りとなっています。

図2-1 本市の位置

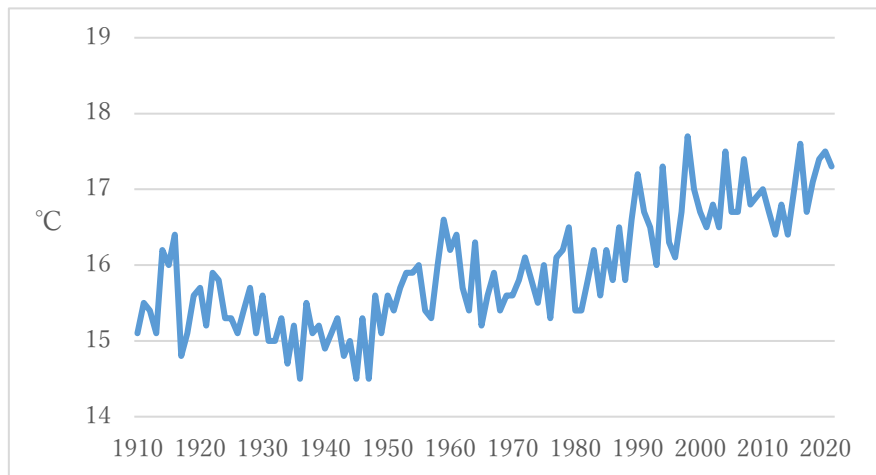


### (2) 気候

本市は「瀬戸内式気候」と呼ばれる温帯で降水量の少ない気候に属しており、年間の平均気温は 16.8℃、年間降水量の平年値は 1,619mm で積雪もほとんどなく、年間を通じて比較的温暖な気候となっています。

年平均気温の推移を見ると長期的に有意に上昇しており、100 年あたり 1.5℃（統計期間：1892～2018 年）の割合で上昇しています。

図2-2 徳島市の平均気温の推移



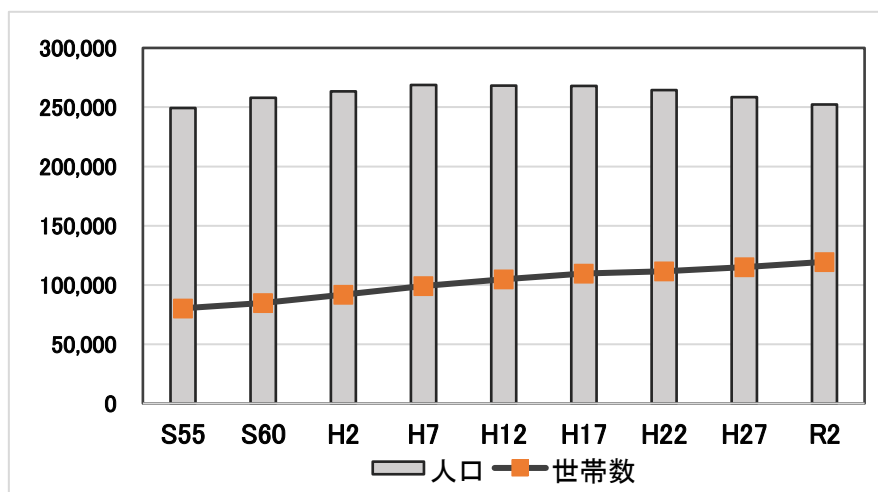
資料: 気象庁 過去の気象データを基に作成

### (3) 人口の推移

本市の人口（国勢調査）は令和2年10月1日現在で252,391人、世帯数は119,509世帯です。人口は平成7年の約26万9千人をピークに減少に転じ、今後も人口減少が加速していくことが推計されています。

一方で、世帯数の増加は続いていることから、一世帯あたりの人数は減少しており、核家族化の進行が顕著となっています。

図2-3 人口と世帯数の推移



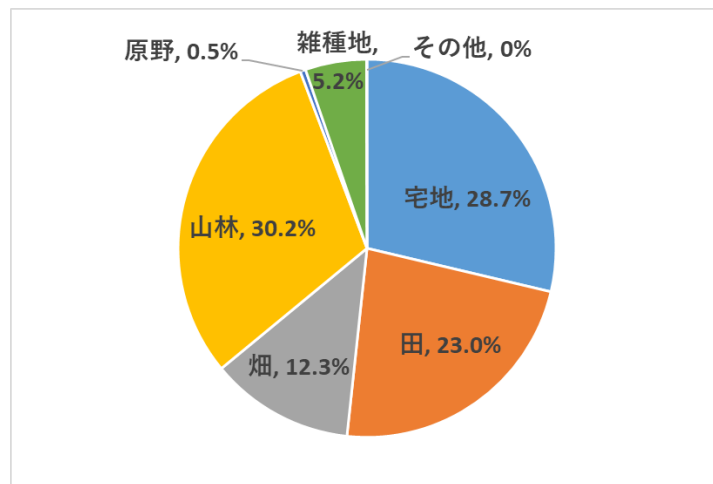
資料：統計徳島

#### (4) 土地利用

本市の地目別土地面積は、山林が30.2%と最も多く、次いで宅地28.7%、田23%、畑12.3%となっています。

市域の中央は商業地及び住宅地となっており、その周辺には田園集落地域が広がります。市域の南西部には眉山を中心とした緑の山並みが広がっています。市域の北部を流れる今切川周辺や東部の臨海地区には工業地があります。

図2-4 土地利用の割合（令和2年）

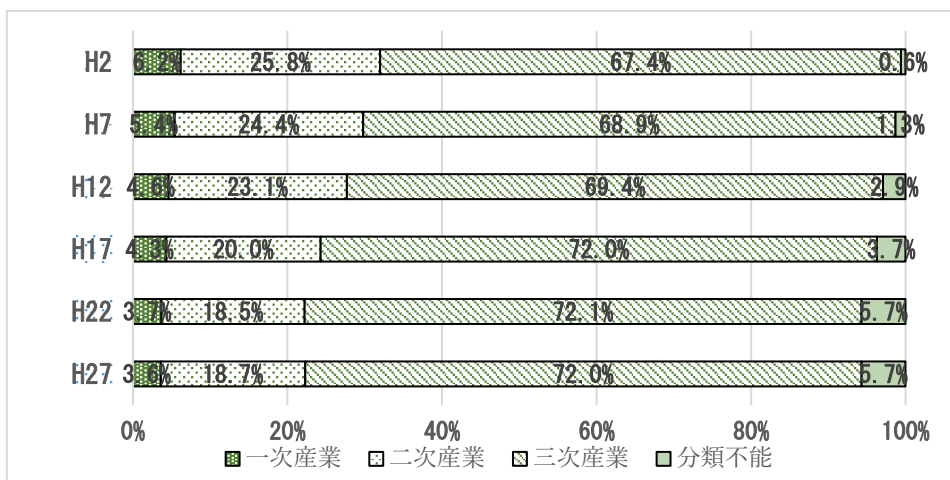


資料：統計徳島

#### (5) 産業

本市の産業構造を就業者数で見ると、平成27年度では、第一次産業3.6%、第二次産業18.7%、第三次産業72.0%となっており、第三次産業の発展した地域といえます。産業構造の推移を見ると、第一次産業と第二次産業から第三次産業へと産業構造の変化が進んでいることがわかります。

図2-5 産業別就業者数の割合の推移



資料：統計徳島

### 3 市内の河川の水質について

#### (1) 河川の概要

徳島市には川が多く存在し、市内を流れる川の数は134本、総延長209キロメートル、河川面積25.8km<sup>2</sup>（一級・二級・準用河川）で、市の全面積の13.6%を占めています。

徳島市近辺の主要河川のうち、海に河口を持つものを北から順に並べると、今切川、吉野川、新町川、勝浦川となります。

市内中心部では、新町川と助任川に囲まれた周囲約6キロメートルの中州が上空から見ると「ひょうたん」の形をしていることから、「ひょうたん島」の愛称で親しまれています。

「ひょうたん島」では、周遊船が約30分かけて一巡する「ひょうたん島クルーズ」や徳島の特産品である良質な青石を使った護岸装飾のほか、県産のこだわりの野菜や食材を新町川沿いのボードウォークで販売するお洒落な産直市「とくしまマルシェ」などの各種イベントが開催されています。

本市では、長年「ひょうたん島」を中心に水を活かしたまちづくりに取り組んでおり、国土交通省から平成8年に「水の郷百選」に認定されたほか、令和元年には他の模範となる先進的な取組を表彰する「かわまち大賞審査員特別賞」を受賞しました。

こうした本市の水を活かしたまちづくりにともに取り組んできたNPO法人新町川を守る会は、平成2年3月に発足して以来、川の清掃活動、花植え、水辺のイベント開催等を積極的に行っており、市民の強い思いと行動力が川を大きく変えることにつながりました。

きれいな川や海、眉山の緑豊かな山林をはじめとする自然環境は、私たちの市民生活にとっても潤いと安らぎを与える源となっています。

#### (2) 主な河川の特徴

##### ①新町川

「水の都・徳島」のシンボル新町川は、吉野川から分派し助任川、田宮川、沖洲川を集めながら紀伊水道に注いでいます。昭和40年頃は、工場や家庭からの排水の影響で汚染が進んだため、BODは30mg/l前後もあり、魚の住むことが出来ない「死の川」とまで呼ばれていました。その後は、工場排水の規制や下水道整備、吉野川の水を導水する新町川浄化ポンプ場の設置などにより、水質は大きく改善され、新町橋付近でも多くの魚をみることができるようになりました。

現在でも、夏になると植物プランクトンの影響により、水が赤く変色することがありますが、BODは年平均で1～2mg/l前後で推移しており、水質は良好な状態です。

北部浄化センターが平成11年に稼働を始め、順次下水道整備を進めており、新町川に流れ込む大岡川等の水質改善につながっています。

##### ②田宮川

吉野川水系の一級河川で延長3.3km、JR徳島線の佐古駅東寄りで新町川に合流しています。

加茂名小学校付近が水源とみられ、そこより上流は地下水路になっており、さかのぼると袋井用水につながります。加茂地区では鯉の稚魚の放流を行うなど、自然環境の保全活動が盛んです。

### ③吉野川

高知県のいの町の瓶ヶ森を源流に、徳島市で紀伊水道に流れ込み、延長 194km、流域面積は約 3750 km<sup>2</sup>で、四国の面積の約 2 割にあたる大河です。上水道、工業用水、かんがい用水等として広く利用されています。河口部に広がる干潟は、環境省による「日本の重要湿地 500」に選定され、レッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されるシオマネキや野鳥などたくさんの生き物が暮らす都市部のオアシスとなっています。

### ④勝浦川

上勝町と那賀町の境、雲早山に源を發し、紀伊水道に注ぐ延長 49.6 kmの県内の最大の二級河川です。農業用水、上水道等に利用されており、流域に工場等の汚染源が少ないため、良好な水質を保っています。

### ⑤園瀬川

佐那河内村にある大川原高原の旭ヶ丸を水源とする延長 25.5km の一級河川です。都市部を流れているにもかかわらず、初夏にはホタルが飛び交い、堤防沿いにアジサイが咲き誇るなど自然豊かな河川です。

### ⑥今切川

北島町高房で旧吉野川から分岐し、徳島市と北島町・松茂町の境を流れて、紀伊水道に注ぐ延長 11.7 kmの吉野川水系の一級河川です。今切川周辺は県内の主要な工業地帯であり、工業原料材料の運搬を行う船が行き交うなど、重要な交通路となっています。

### ⑦鮎喰川

神山町奥屋敷を源流に、徳島市を経て吉野川に注ぐ、延長 43km 吉野川水系の一級河川です。市内中流域から下流は雨の少ない時期に水の流れが途絶えることもあります。自然豊かな川で、入田町付近では川原が広がり、夏には川遊びやバーベキューなどを楽しむ人で賑わいます。

### ⑧飯尾川

飯尾川は、吉野川市鴨島町の樋山地山中に源を發し、吉野川とほぼ平行に流れ、鮎喰川に合流する延長 25.8 kmの一級河川です。流域の 7 割程度を占める平地のほとんどが吉野川の「氾濫原性低地」を主体とした沖積低地となっています。流域では、ブロッコリーやハウレンソウなどの野菜栽培が盛んに行われています。

### ⑨打樋川

全長約 4 kmで、日峰山系から勝浦川の河口付近に合流します。河口部に樋門があり、通常は閉鎖性の水域となっています。水の入れ替わりが少なく、流域の住宅から流れ込む生活排水等の影響による汚濁が見られ、酸欠による魚のへい死などが報告されることもあります。

### ⑩冷田川

徳島市の南東部に位置し、園瀬川に並走して流れる全長約 2 kmの都市型の中小河川です。流域の住宅から流れ込む生活排水等の影響による汚濁が見られます。夏期は園瀬川から農業用水を取水していますが、冬期は流量が減少します。最下流部に樋門があり、通常は閉じられていますが、水位により排水機場より園瀬川にポンプで排水しています。

### (3) 河川水質

#### ①環境基準の達成状況

生活環境の保全に関する河川の環境基準は、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数の5項目について基準値が定められ、AA～E類型の6段階に区分されています。

市内を流れる河川のうち、新町川、吉野川、今切川、勝浦川について環境基準が設定されています。水の汚れ具合を示す代表的な指標であるBOD（海域の場合はCOD）の75%値については近年はすべての地点で環境基準以内で「良好」な状態を保っています。

表3-1 河川・海域の水質と環境基準値

(単位：mg/L)

	河川名	測定地点名	類型	環境基準値 (BOD)	達成状況(BOD75%値※)				
					H28	H29	H30	R1	R2
河川	吉野川	吉野川大橋	A (補助点)	2以下	○ 1.8	○ 1.6	○ 1.3	○ 1.1	○ 1.6
	今切川	鯛浜堰上流側	C	5以下	○ 1.5	○ 2.0	○ 2.1	○ 2.2	○ 2.5
		加賀須野橋	B	3以下	○ 1.4	○ 1.4	○ 1.5	○ 1.1	○ 1.5
	新町川	新町橋	C	5以下	○ 2.0	○ 1.8	○ 2.4	○ 1.7	○ 2.9
		旧漁連前	B	3以下	○ 2.0	○ 1.4	○ 2.2	○ 1.1	○ 1.8
	勝浦川	飯谷橋	A	2以下	○ 0.7	○ 0.8	○ 0.6	○ 0.8	○ 0.9
海域	勝浦川 河口	勝浦浜橋	B	3以下	○ 2.1	○ 2.1	○ 2.4	○ 1.8	○ 1.4

※BOD75%値とは、環境基準を評価するための数値であり、年間12回の測定値を低い順から並べて75%の位置(9番目)にくる値の事です。海域の数値は全てCODです。

#### 〔環境基準点と補助点〕

水質測定点のうち、類型指定を行う水域について、その水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点を環境基準点といいます。環境基準点は、環境基準類型があてはめられた水域ごとに1地点以上あり、原則として毎月1回以上の水質測定を実施しています。

一方、測定点のうち、基準点以外の測定点を補助点といいます。補助点は、基準点の測定において参考資料となる測定データを得るために設置されています。

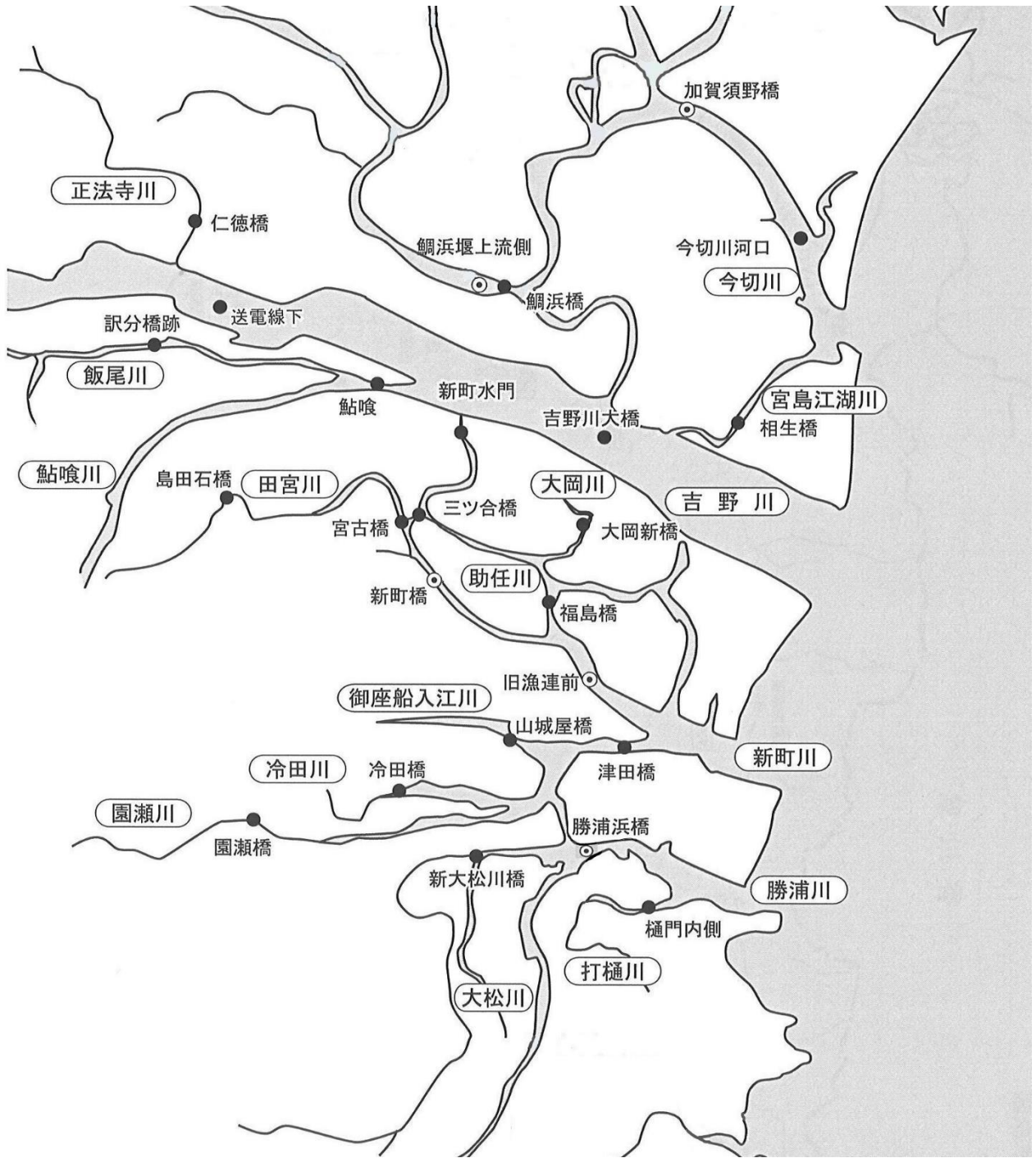
②市内河川におけるBOD経年変化（年平均値）

（単位：mg/l）

河川名	測定地点	環境基準	H28	H29	H30	R1	R2	測定機関
吉野川	吉野川大橋	A（補助点）	1.3	1.3	1.1	1.0	1.3	徳島市
〃	送電線下※	A（補助点）	1.5	1.4	1.3	1.1	1.2	
鮎喰川	梁瀬橋		0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	
〃	鮎喰		1.1	1.8	2.2	1.9	1.6	国土交通省
今切川	鯛浜堰上流	C	1.1	1.6	1.4	1.4	1.6	国土交通省 徳島県
〃	鯛浜橋	B（補助点）	0.9	1.1	0.8	0.7	1.0	徳島県
〃	加賀須野橋	B	1.2	1.3	1.2	1.0	1.1	国土交通省
〃	河口	B（補助点）	1.1	1.1	0.8	0.9	1.1	徳島県
正法寺川	仁徳橋		2.2	2.8	3.2	3.0	3.0	徳島市
宮島江湖川	相生橋		1.1	1.0	1.0	0.9	1.4	
飯尾川	沢分橋跡		4.9	7.0	5.7	7.9	5.3	
新町川	新町水門	C（補助点）	1.3	1.4	1.3	1.3	1.5	
〃	三ツ合橋	C（補助点）	1.4	1.2	1.1	1.2	1.5	
〃	新町橋	C	1.5	1.5	1.6	1.4	1.9	
〃	旧漁連前	B	1.6	1.3	1.4	1.2	1.8	
助任川	福島橋		1.3	0.9	1.3	0.9	1.4	
田宮川	島田石橋		2.1	2.8	2.1	2.6	2.4	
〃	宮古橋		1.8	1.6	1.8	1.5	2.8	
御座船入江川	山城屋橋		3.6	2.6	3.9	2.4	4.0	
大岡川	大岡新橋		2.3	1.3	1.2	1.5	2.6	
園瀬川	園瀬橋		0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	
〃	津田橋		2.5	2.2	1.8	1.4	2.5	
冷田川	冷田橋		3.9	3.8	3.6	4.2	4.4	
大松川	新大松川橋		2.1	1.3	1.4	1.4	2.0	
打樋川	樋門内側		6.8	7.7	6.0	5.5	7.2	
勝浦川	飯谷橋	A	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	
〃	勝浦浜橋	海域B (COD値)	1.8	1.1	2.0	1.6	1.9	

※送電線下は、四国三郎橋と名田橋との中間地点になります。

③水質調査地点図



梁瀬橋は鮎喰川の上流側、飯谷橋（環境基準点）は勝浦川の上流側に位置します。

- 環境基準点
- 測定地点

公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（徳島県）より引用



## 4 生活排水処理施設の現状

### (1) 生活排水処理施設の種類と処理主体

生活排水処理施設とは、トイレからのし尿排水や生活雑排水などを処理するもので、本市における生活排水処理施設の種類と処理主体は次のとおりです。

し尿処理施設は、家庭・事業場などから発生するし尿や浄化槽の清掃により発生した汚泥をバキュームカーで搬入し処理を行うもので、徳島市では東部環境事業所に施設があります。下水道の普及に伴い、し尿の発生量は減少していますが、一方で合併処理浄化槽の普及による浄化槽の清掃汚泥の処理が増えています。

表 4-1 生活排水処理施設の種類

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
公共下水道	し尿及び生活雑排水	徳島市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	徳島市

### (2) 生活排水処理施設の整備状況

#### ① 生活排水処理状況

市域で下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設を利用できる人の割合を示す人口普及率は、令和2年度末現在で 82.0%であり、内訳は下水道処理人口普及率 30.7%、合併処理浄化槽人口普及率 51.3%となっています。

県内の市町村別では、本市は佐那河内村に次いで高い数字となっていますが、全国平均の 92.1%を下回り、他都市と比べ生活排水を未処理のまま放流している割合が高い状況にあります。

なお、徳島県全体の普及率は 64.6%で、19年連続全国最下位となっており、汚水処理施設の普及が大きく遅れています。

第2次生活排水対策推進計画策定時の平成26年度と比較すると、汚水処理人口が 20,456人増加し、未処理人口は 25,368人減少しました。汚水処理の形態別では、合併処理浄化槽が 22,477人増加しているのに対し、下水道人口は 2,021人減少しています。処理人口の普及率も合併処理浄化槽が 41.6%から 51.3%に増え、合併処理浄化槽への移行が着実に進んでいます。

表 4-2 汚水処理別の人口普及状況

		平成 26 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
人口 (人)		256,315	255,295	253,250	251,403
汚水処理人口 (人)		185,738	191,389	199,319	206,194
汚水処理人口普及率 (%)		72.5	75.0	78.7	82.0
内 訳	下水道処理人口 (人)	79,159	79,273	78,247	77,138
	下水道処理人口普及率 (%)	30.9	31.1	30.9	30.7
	合併処理浄化槽人口 (人)	106,579	112,116	121,072	129,056
	合併処理浄化槽人口普及率 (%)	41.6	43.9	47.8	51.3

図4-1 県内市町村別汚水処理人口普及率（令和2年度末）

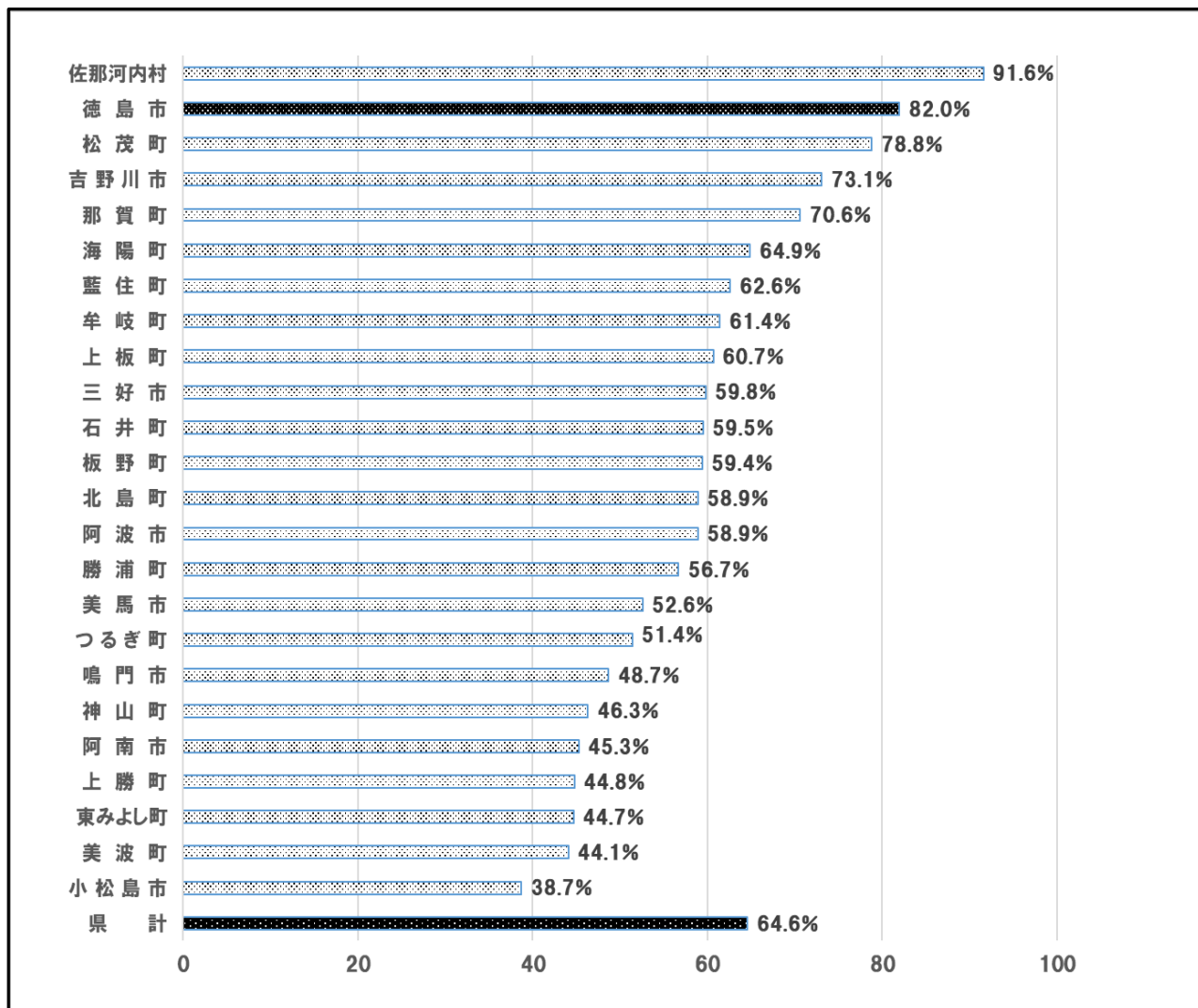
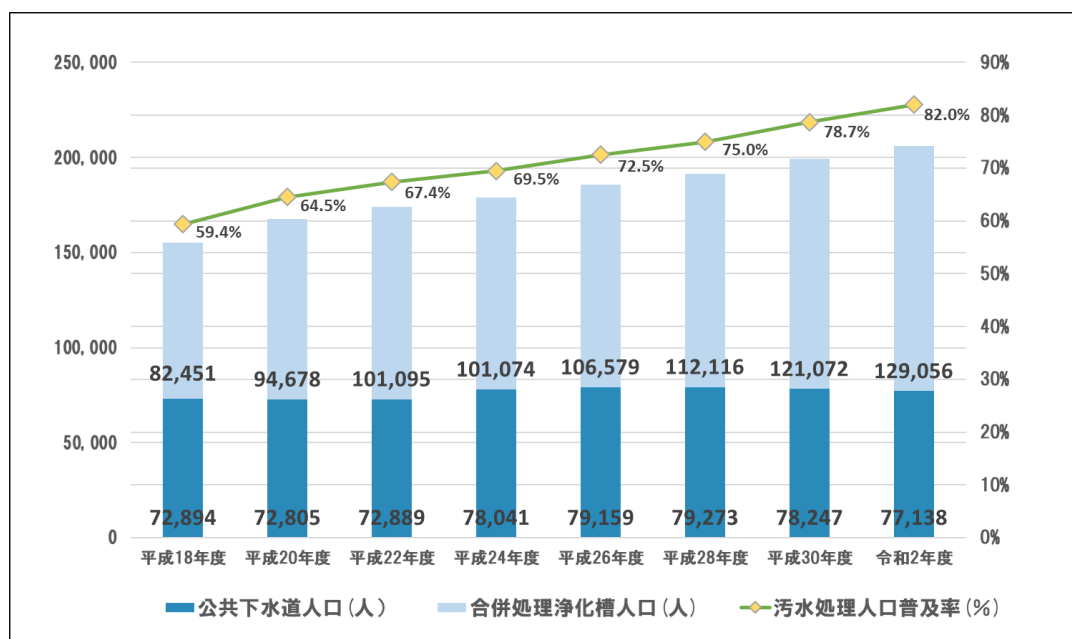


図4-2 汚水処理人口普及率等の推移



## ②公共下水道の整備状況

本市で計画されている下水道には、単独公共下水道（中央処理区、北部処理区）、流域関連公共下水道（旧吉野川処理区）、特定環境保全公共下水道（丈六処理区、しらさぎ台処理区、竜王処理区）があります。

単独公共下水道事業は昭和 23 年に内町、東富田、西富田、佐古地区を対象とする中央処理区、渭東、渭北地区を対象とする北部処理区の認可を受け、まず、中央処理区の管渠建設に着手しました。その後、昭和 35 年に南昭和町に高速散水ろ床法による中央浄化センターの認可を受け、昭和 37 年より供用開始しています。昭和 47 年には中央処理区に昭和分区を追加し、昭和 52 年に中央浄化センターの高級処理化を図るため処理方法を高速散水ろ床＋回転生物接触法に変更し、昭和 60 年に回転生物接触法による水処理施設が完成しました。現在は回転生物接触法にて日最大 63,300 m<sup>3</sup>/日の処理能力を有しています。

一方、北部処理区については昭和 41 年より管渠建設に着手し、昭和 44 年に末広分区を、昭和 49 年に沖洲分区を北部処理区に追加しました。平成 2 年に東沖洲地区を臨港分区として追加し、同時に北部浄化センターを同地区に位置変更して処理場建設に着手しました。現在、渭東、渭北、沖洲地区において管渠の整備が進められています。平成 11 年に北部浄化センターにおける供用が開始され、現在日最大 30,100 m<sup>3</sup>/日の処理能力を有しています。

また、特定環境保全公共下水道（主に市街化調整区域で設置される公共下水道事業）には、丈六団地汚水処理場、しらさぎ台団地汚水処理場、竜王団地汚水処理場がありますが、市域にある特定環境保全公共下水道は、いずれも大規模な宅地開発の際に民間事業者等が設置したものを、本市が引き取り管理を行っています。

さらに、近年全国的にも問題となっている雨天時の未処理放流水の公共用水域への排出を改善するため、平成 23 年度から平成 26 年度の 4 ヶ年で合流式下水道緊急改善事業として、中央浄化センターに高速凝集沈殿施設等の整備を行いました。

このほか流域下水道（2 以上の市町村から下水を受けて処理するものを流域下水道という。）については、旧吉野川浄化センター（松茂町）において、平成 21 年より鳴門市、松茂町、藍住町、北島町、板野町を対象に汚水処理が始まっていますが、本市では未だ事業化されていない状況にあります。

公共下水道の整備については、今後の人口減少下においても持続可能な汚水処理システムの構築が求められることから、令和 4 年度に徳島市汚水適正処理構想を改定し、既に合併処理浄化槽の普及が進んでいる八万分区（中央処理区）、加茂・加茂名分区（北部処理区）、川内・応神分区（流域関連公共下水道）の中止を決定しました。

これにより、市全体で 3,296.9 人に下水道を整備するとした目標を 1,611.9 人に減らし、計画区域の人口も約 12 万 5 千人から約 8 万 1 千人に減ることになりました。

今後、これらの地区では合併処理浄化槽により汚水処理を推進することになります。

表 4-3 下水道の概要と整備状況（令和2年度末）

区 域		公共下水道事業			特定環境保全公共下水道事業				合計
		中央処理区	北部処理区	計	丈六処理区	しらさぎ台処理区	竜王処理区	計	
処理施設の位置		徳島市南昭和町3丁目	徳島市東沖洲1丁目	—	徳島市丈六町長尾	徳島市上八万町西山	徳島市国府町竜王	—	—
処理方式		回転生物接触法	標準活性汚泥法+ステップ流入式2段硝化脱窒法	—	長時間エアレーション法			—	—
放流先		御座船入江川	新町川	—	多々羅川	園瀬川	神宮入江川	—	—
令和2年度実績	整備面積 (ha)	658.5	657.1	1,315.6	19.0	55.7	12.4	87.1	1,402.7
	処理人口 (人)	37,790	33,538	71,328	1,728	3,129	953	5,810	77,138

表 4-4 公共下水道の整備目標

		整備計画見直し前 (令和17年度目標)		整備計画見直し後 (令和17年度目標)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
公共下水道	中央処理区	993.3	42,038	686.8	31,921
	北部処理区	1,803.0	64,898	838.5	44,347
流域関連公共下水道		413.5	12,931	0.0	0
特定環境保全公共下水道	丈六処理区	19.0	1,506	19.0	1,504
	しらさぎ台処理区	55.7	2,521	55.7	2,615
	竜王処理区	12.4	944	12.4	787
合 計		3,296.9	124,838	1,612.4	81,174

徳島市汚水適正処理構想より

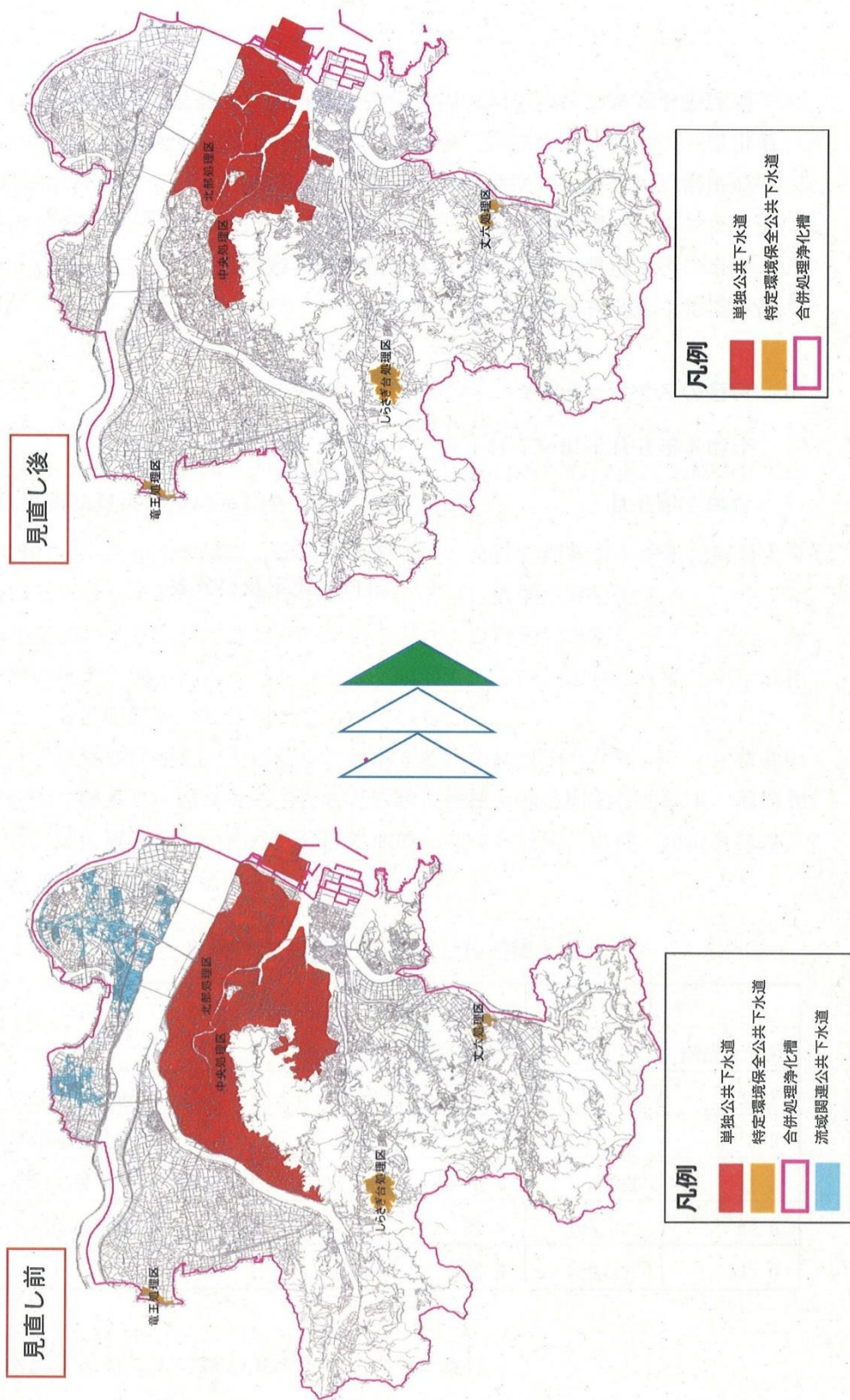


図 4-3 公共下水道の整備計画図

徳島市汚水適正処理構想より

### ③浄化槽の整備状況

生活環境の快適性、環境衛生の向上に対する意識の高まりから、トイレの水洗化を目的に単独処理浄化槽が急速に普及しました。

しかし、単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、生活雑排水の処理を行わないことから、平成12年6月に浄化槽法の改正により、平成13年4月から単独処理浄化槽の生産及び新設が禁止され、現在は新しく浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽のみが認められています。

令和2年度末現在、汚水処理人口206,194人のうち、62.6%が合併処理浄化槽によるものです。

徳島市では、生活排水対策の一環として、昭和63年度より住宅等に合併処理浄化槽を設置する場合、国の補助制度に基づき、補助金を交付しています。さらに、平成23年度より単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合に既設槽の撤去費を、令和元年度からは宅内配管費も補助しています。

なお、国が単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化する方針としたことを受けて、徳島市でも令和元年度より新設に対する補助を廃止し、転換時のみを補助対象とするよう制度を改めています。

また、浄化槽の場合、十分な機能を発揮するためには、管理者（個人）が維持管理（保守点検、清掃、浄化槽法に基づく法定検査）を行う必要があります。法定検査は、公的な第三者機関が検査するものですが、令和2年度の徳島県内の受検率は、毎年1回行う第11条検査で60.7%（全国平均45.7%）となっており、検査の受検徹底が課題となっています。

市内には、依然として約3万8千基の単独処理浄化槽が残っており、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要となっています。

令和2年4月に施行された改正浄化槽法では、汚水処理の未普及解消のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の管理向上などが定められたほか、浄化槽の設置や維持管理に係る報告を管理する浄化槽台帳の整備が都道府県に義務付けられました。

図4-4 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽との排水の汚れの比較  
(1人1日あたりのBOD排出量で比較)

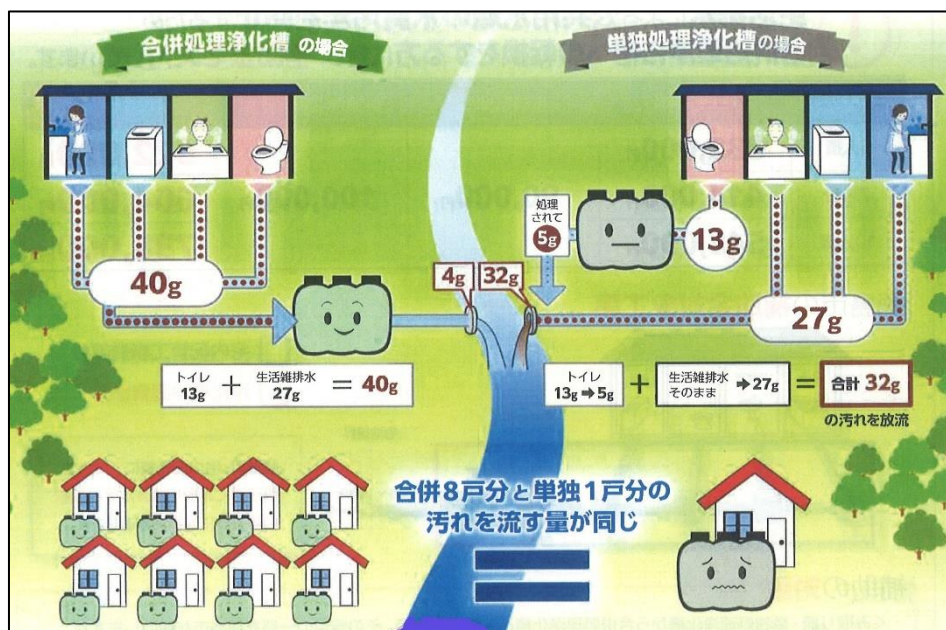


表 4-5 合併処理浄化槽の補助実績

		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
補助基数		700	600	630	576	552	429	50
内 訳	新 設	640	535	576	523	511	378	0
	転 換	60	65	54	53	41	51	50
宅内配管工事			—	—	—	—	29	45

補助基数には前年度からの繰越分を含む。転換とは、単独処理浄化槽もしくはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換のこと。

<令和4年度 徳島市浄化槽設置整備事業補助金>

本市では、公共下水道認可区域を除く徳島市の全域において、今ある単独処理浄化槽などを撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合、転換費と撤去費および宅内配管費の一部を補助しています。

転換補助の限度額

人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

撤去補助の限度額

	補助限度額
単独槽及びくみ取り槽の撤去	90,000円

宅内配管補助の限度額

	補助限度額
宅内配管工事費	100,000円

## 5 生活排水対策に係る啓発に関するこれまでの取組

### (1) 生活排水浄化実践推進員の募集・活動支援

市が進める生活排水対策事業に協力し、地域等において生活排水浄化対策の実践に取組み、推進する市民を、生活排水浄化実践推進員として市に登録しています。

現在、111名（令和2年度末）の登録があり、これまでに各地域で開催されるイベント時における啓発等の活動を行っています。

表5-1 平成26年～令和2年度 推進員活動状況

イベント開催時の啓発	67回
意見交換会の開催	5回

〔生活排水浄化実践推進員とは〕

自らが浄化実践を行うとともに、地域での会合や集まりの時、川の現状や家庭でできる生活排水浄化方法への協力を市が呼び掛ける場を提供してくれる方を「徳島市生活排水浄化実践推進員」として登録を行っています。

具体的には学習の場を作ったり、イベント時にパネル展示やパンフレット、水切り袋の配布などの協力をお願いしています。

さらに推進員活動の参考にしていただくために、環境活動事例報告や浄化実践アイデアを紹介する意見交換会も定期的に開催しています。

### (2) 学習会の開催

#### ①重点地域での学習会の開催

河川の流域周辺人口が多いが、公共下水道が整備されておらず、生活排水による河川の水質汚濁が著しい地域において、重点的に講話や水質検査など地域に応じた「家庭でできる浄化対策」の学習会を開催しています。

これまでに、打樋川流域（勝占東部地区）、冷田川流域（八万地区）、田宮川流域（加茂・加茂名地区）などで、学校、婦人会、町内会などの協力を得ながら重点的に学習会を開催してきました。

表5-2 平成26年～令和2年度 学習会の開催状況

学習会の開催（勝占東部地区、八万地区など）	16回
-----------------------	-----



## ②出前環境教室の実施

「出前環境教室」では、環境学習を希望する学校や市民のグループを対象に、市職員や有識者（環境リーダー等）の講師を派遣し、水質検査・水生生物観察・廃油石けんづくり等体験型の学習会や講話型の学習会などを実施しています。身近な学習会をとおして生活排水について関心を深めてもらい、水を汚さないために自ら取り組めることを考え、実践することを推進しています。

表 5-3 生活排水や水環境をテーマにした出前環境教室の開催状況

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
回 数	19回	9回	8回	9回	16回	11回	4回
参加者数	943人	403人	429人	507人	974人	740人	410人

表 5-4 各学習会の違い

	対 象	内 容
重点地域での学習会	大人、子ども (公共下水道処理区域外)	身近な川の水質検査、家庭でできる浄化対策
出前環境教室	大人、子ども	身近な川の水質検査、家庭でできる浄化対策、水生生物や干潟の観察、エコクッキング、廃油石けんづくりなど

## (3) その他

### ①オリジナル水切り袋の作成、配布

家庭の生ごみを回収する台所用の水切り袋を、出前環境教室や河川で開催されるイベントなどで配布し、生活排水対策への協力を呼びかけています。

配布する水切り袋は、令和3年より素材をポリエステルから紙に変更し、プラスチック製品の使用を減らすようにしています。また、配布の際は可燃ごみとして出す前に水分を切ることで焼却時の温室効果ガス削減にもつながることなども呼びかけるようにしています。

### ②廃食用油の回収事業

廃食用油は、これまで新聞紙や古布に吸わせるなど燃やせるごみとして処理していましたが、平成19年より廃食用油の資源回収・リサイクルを行っています。

市に登録している資源ごみの回収団体が行う回収事業のほか、常設の資源物回収施設である「徳島市エコステーション」で回収を行っており、集めた廃食用油は業者が引き取り、飼料・肥料の原材料として活用しています。

表 5-5 廃食用油の回収状況

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
廃食用油回収量 (ト)	18.2	16.2	18.6	17.2	16.2	15.1	13.7

## 6 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

### (1) 対象地域と定量目標等

本計画には、第3次徳島市環境基本計画の主旨・方針のもと、水環境や生活排水対策に関する施策の内容及び目標を明示しており、その取組を着実に推進することで、環境基本計画がめざす環境像の実現に貢献しようとするものです。

環境基本計画では、“公共下水道事業計画区域においては、効率的な管渠の整備・維持管理などを行うとともに、事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置・転換を促進する”“生活排水浄化実践推進員との協働などにより、市民と連携を図りながら水質汚濁防止の啓発に努める”としております。

こうした環境基本計画の内容を踏まえ、生活排水処理施設の整備については、徳島市污水適正処理構想と整合を図りながら進めるとともに、生活排水対策に係る啓発等については、市民と連携を図りながら一人ひとりの意識を変え、自主的な行動が実践できるよう誘導していきます。

#### ①計画の対象地域

徳島市の全域（生活排水対策重点地域の区域）

#### ②目標年次

2030年度（令和12年度）

第3次徳島市環境基本計画と同じ年度とします。

#### ③計画の目標

第3次徳島市環境基本計画を踏まえ、次の定量目標の設定を行います。

##### <定量目標1>

すべての環境基準点で水質汚濁（BOD、COD）に係る環境基準を達成します  
（令和2年度 達成）

[測定方法]

環境基準が設定されている吉野川、今切川、新町川、勝浦川において水の汚れ具合を示す代表的な指標であるBOD（勝浦川河口はCOD）の基準達成を目指すもの。

##### <定量目標2>

環境基準が設定されていない中小河川におけるBODの平均値を、現状の80%以下に改善することを目指します  
（令和2年度の中小河川のBOD平均値 2.8mg/l）

[測定方法]

環境基準は設定されていませんが、定期的に水質調査を実施している鮎喰川、正法寺川、宮島江湖川、飯尾川、助任川、田宮川、御座船入江川、大岡川、園瀬川、冷田川、大松川、打樋川

の 12 河川の BOD の年間平均値から算出するもの。

**<定量目標 3>**

**汚水処理人口普及率を 90% にすることを目指します**

**(令和 2 年度 82.0%)**

[測定方法]

公共下水道及び合併処理浄化槽を利用している人口を総人口で除した割合。

表 6-1 汚水処理施設整備人口の目標

区 分		現 況	目 標
		令和 2 年度	令和 1 2 年度
総人口 (人)		251,403	237,990
汚水処理人口 (人)		206,194	215,757
汚水処理人口普及率 (%)		82.0	90.6
内	下水道処理人口 (人)	77,138	76,741
	下水道処理人口普及率 (%)	30.7	32.2
訳	合併処理浄化槽人口 (人)	129,056	139,016
	合併処理浄化槽人口普及率 (%)	51.3	58.4

**<定量目標 4>**

**水環境や生活排水をテーマにした出前環境教室、学習会などへの参加者数を年間 1,000 人にすることを目指します**

**(令和 2 年度 410 人)**

[測定方法]

河川の水質調査や水辺の生き物調査など、身近な水環境に触れ合うことができる体験型の講座への参加者数。

#### ④SDGsと本計画の関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。平成27年の国連サミットで採択されたもので「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の目標と、それらの達成のための具体的な169のターゲットで構成される2030(令和12)年までの国際社会共通の目標です。SDGsの目標はどれか1つの達成をめざすものではなく、複数の課題を統合的に解決することをめざしています。

本計画では、SDGsが掲げる「汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。」「海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」などのターゲットと主旨・方針が一致しています。

本計画に基づく各施策を推進することによりSDGsの目標達成に近づくとともに、持続可能な社会の実現に寄与していきます。

なお、徳島市は、「ひょうたん島エリア」をSDGsモデル地区としたSDGsのゴール達成に寄与する先駆的・実験的な取組が、令和4年度、内閣府の「SDGs未来都市」に選定されています。県内からは、平成30年度に選定された上勝町のほか、美波町と計3都市が選定されています。



内閣府で行われた選定証授与式の様子

## (2) 目標達成のための取組

目標の達成に向けて次の4つの施策を設定し、その施策に基づいて具体的な取組を推進していきます。

### ①生活排水処理施設の整備に関する事項

徳島市汚水適正処理構想に基づき、生活排水を適切に処理する公共下水道の整備や下水道処理区域外での合併処理浄化槽の普及を進めるほか、浄化槽の能力維持のため適正な使用や維持管理を促進します。

#### 施策1 公共下水道の効率的な整備



#### 施策2 合併処理浄化槽の普及促進



### ②生活排水対策に係る啓発等に関する事項

各家庭における浄化実践活動が重要であることから、市民が家庭において自主的に生活排水対策に取り組むよう普及啓発を通じて誘導していくほか、生活排水浄化実践推進員などとの連携強化を図っていきます。

また、市民一人ひとりが水環境について正しく理解し行動できるよう調査や情報収集をすることで、多様な手段による情報発信や環境学習の機会の提供などにより、市民が学ぶことができる環境を充実していきます。

#### 施策3 生活排水対策の普及啓発と活動への支援



#### 施策4 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供





## 施策1 公共下水道の効率的な整備

### 【現況と課題】

- ・ 国は、人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、時間軸を考慮した汚水処理の手法の見直しや汚水処理施設の早期概成の方針を示しています。
- ・ 市域では平成7年度をピークに人口減少が続いており、下水道の処理人口も平成26年度から令和2年度にかけて約2千人減少しています。
- ・ 下水道事業は多くの期間と予算が必要となることから、令和4年度に改定した徳島市汚水適正処理構想において、公共下水道が未着手である八万地区（中央処理区）、加茂・加茂名地区（北部処理区）、川内・応神地区（流域関連下水道）については、汚水事業の中止を示しています。
- ・ 公共下水道が供用されると、公共下水道区域内の土地の所有者・使用者・占有者は、遅滞なく公共下水道に接続しなければならない（下水道法第10条）とされていますが、本市の公共下水道接続率は90%（令和2年度）にとどまっています。

### 【徳島市の取組】

- ・ 徳島市汚水適正処理構想に基づき、公共下水道事業区域内では管渠や各施設の整備を図り、事業計画区域に対する面整備率90%（令和2年度は87%）を達成できるよう新規整備を進めていきます。また、既存の施設は、耐災性や被災時の早期復旧を考慮しながら、改築を進めていきます。
- ・ 下水道に接続する排水設備などの改造工事に対する助成や普及員が未接続の家庭を訪問して接続の要請を行うなど、公共下水道への接続を促進します。
- ・ 安定した公共下水道サービスを提供し続けるために、徳島市公共下水道事業経営戦略に基づき健全で持続可能な事業運営を目指します。



## 施策2 合併処理浄化槽の普及促進

### 【現況と課題】

- ・ 単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽と比べて約8倍の汚濁負荷となり、河川の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与えます。
- ・ 単独処理浄化槽の老朽化、破損、漏水等により、公衆衛生に重大な支障を生じるおそれのある場合は、浄化槽法に基づき「特定既存単独処理浄化槽」に指定され、除去又は修繕等の命令を含む行政指導の対象となります。
- ・ 合併処理浄化槽への転換には、設置場所の確保や費用の負担などの課題があります。
- ・ 浄化槽の能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検、検査、清掃を確実に行う必要がありますが、浄化槽法では個人主体の浄化槽管理者が管理する仕組みであるため、適正に維持管理が出来ていないケースも多くあります（徳島県の合併処理浄化槽の11条検査の受検率は60.7%）。
- ・ 汚水処理人口のうち約62%は合併処理浄化槽によるもので、これは四国の他の県庁所在都市（約16～27%）と比較しても割合が高く、合併処理浄化槽への依存が大きいことがわかります。
- ・ 徳島市汚水適正処理構想において、集合処理区域から個別処理区域に見直しを行った地区があり、汚水処理を行う上で合併処理浄化槽の重要性が増しています。
- ・ 浄化槽は個別処理であるため早期に復旧可能であり、地震などの災害に強いという特性があります（東日本大震災では、震度6弱以上又は津波被害地域の1099基を対象に調査したところ、全損は3.8%であった）。一方、躯体の損壊、槽内装置の故障等の被災した浄化槽は、汚水の垂れ流しなど公衆衛生の悪化を招くおそれがあります。

### 【徳島市の取組】

- ・ 国、県等の浄化槽に関する方針や支援の動向を踏まえ、人口密度が低く、集合処理が不適当な地域については、合併処理浄化槽の設置に努めます。そのため、国、県の補助制度を積極的に活用し、合併処理浄化槽に対する補助事業を推進します。
- ・ 合併処理浄化槽の設置促進により水環境の改善につながるよう、より効果的な補助制度について検討を進めていきます。
- ・ 単独処理浄化槽世帯など汚水対策が必要な世帯をターゲットに、汚水処理に関する情報提供や補助制度などについて周知し、意識の向上と気運の醸成を図ります。特に住宅のリフォームなど改築の機会に併せて転換が促進できるよう建築業者に積極的に情報提供を行います。
- ・ 浄化槽の能力維持のため、関係機関と連携をとり適切な使用や維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を促進します。さらに、水質汚濁防止法の届出に係る浄化槽については、定期的な立入検査を行い維持管理の状況を確認します。
- ・ 浄化槽が地震や洪水等により被災した場合に備え、市民自らが浄化槽使用の可否を判断する方法について、周知を図ります。



### 施策3 生活排水対策の普及啓発と活動への支援

#### 【現況と課題】

- 生活排水は、台所・風呂・洗濯場など各家庭に発生源を持つため、その対策には、住民の理解と協力が重要です。したがって、市民一人ひとりが身近な水路や河川等の水質環境に目を向け、生活排水が水質汚濁の主因になっていることを認識し、水質浄化に関心を深め、実践に結びつくような啓発活動が必要です。
- 自らが浄化実践を行うとともに、地域での会合や集まりの時、生活排水浄化への協力を市が呼び掛ける場を提供してくれる方を徳島市生活排水浄化実践推進員として登録しています。
- 水は有限な資源であり、きれいな水にするにはエネルギーが必要です。環境にできるだけ負荷を与えないよう日常の生活の中で捨てない、流さない、汚さないことが大切です。
- 環境基準が設定されている河川では、BODはすべての地点で基準以内で「良好」な状態を保っていますが、公共下水道が無く、流域人口が多い河川はBODが比較的高い状態にあります。
- 便利で衛生的な生活を送るために水の使用量が増えています。効果的な生活排水の浄化方法や節水の方法などをわかりやすく示していくことが必要です。
- 「徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議」では、委員から子どもなど次世代に対する環境学習を重要視する意見が多く挙がりました。

#### 【徳島市の取組】

- 広報やホームページ、会員制交流サイト（SNS）、パンフレットの配布などを通じて、家庭でできる生活排水対策への協力を呼びかけ、市民が自主的に行動できるよう誘導していきます。
- 研修会や講演会、出前環境教室などの開催を通じて、水環境や生活排水に関する知識の習得、スキルアップなど人材育成を図ります。
- 家庭でエコライフを実践した子どもたちを「子ども環境リーダー」に認定することにより、家庭の取組を促します。
- 市に登録した生活排水浄化実践推進員と協働して、水環境や生活排水をテーマにした講座の開催、生活排水浄化用品（水切りろ紙袋、ゴムへらなど）の配布など、生活排水の汚れを減らすための実践活動を展開します。
- 生活排水による汚濁が進む中小河川については、水質調査の実施などにより実態把握に努めるとともに、地域において主導的に取り組む住民を市が支援するなど、地域の実情に応じた取組を進めます。



## 【生活排水対策に係る啓発等に関する事項】

### 施策4 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供



#### 【現況と課題】

- ・ 市民一人ひとりが水環境に関心を持ち、水環境について正しく理解できるよう正確な情報を収集し、わかりやすく提供していく必要があります。
- ・ 海洋に流出したプラスチックごみが、海洋環境や生態系に大きな影響を与えていることから、令和2年からレジ袋の有料化が始まったほか、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、フォークやスプーンなどプラスチック12品目に関し、事業者提供削減が義務づけられました。
- ・ 生活排水を浄化する取組は、省エネや食品ロス、生ごみの削減などの環境問題の解決にもつながります。
- ・ 川に流れ込んだ食用油や調理くずなどは、微生物に分解されにくく、生物などに悪影響を及ぼしたり、オイルボールといった浮遊物となり腐敗して悪臭を発生する場合があります。

#### 【徳島市の取組】

- ・ 市民が実践する身近な取組やアイデアなどの募集を行うほか、地域で行われている河川美化や河川をテーマにしたイベントの紹介を行うなど、徳島市の特性に応じた取組を推進します。
- ・ 広報・ホームページのほか、会員制交流サイト（SNS）や動画投稿サイト「ユーチューブ」など情報発信の手段を充実させ、いつでも誰でも簡単に情報を入手したり、学ぶことができる機会を増やします。
- ・ 河川の水質の状況を監視するため、公共用水域の水質を定期的かつ継続的に把握していきます。
- ・ 環境省の「水・土壌環境保全活動功労者表彰」などを活用し、環境保全に功績のあった個人・団体をたたえることで、自主的な活動を応援していきます。
- ・ 清掃、美化や自然観察など河川・海岸をフィールドとして環境保全活動を行っている市民や団体の情報を積極的に把握し、発信するなど、活動の支援を行います。
- ・ 徳島市未規制事業場排水浄化対策指導要綱に基づき、法令等の規制を受けない飲食店などの事業場に対して、汚水処理施設の設置や適正な維持管理を促していきます。さらに、油脂類を含む水を排出する飲食店等に対して、グリーストラップの適正な維持管理について啓蒙します。
- ・ 廃食用油の回収や生ごみを分解する容器の配布、食品ロス削減の呼びかけなどを通じて、家庭での生ごみの減量・再資源化を図ります。

## 7 計画の推進に向けて

### (1) 庁内・市民団体等との連携・協力

本計画では、「生活排水処理施設の整備」と「生活排水対策に係る啓発」を推進するとしています。

「生活排水処理施設の整備」については、徳島市污水適正処理構想に基づき、上下水道局や庁内の関係課と連携・協力しながら進めていきます。

また、「生活排水対策に係る啓発」については、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠になることから、生活排水浄化実践推進員のほか、市民ボランティア団体などとも連携・協力して広く啓発活動を進めていきます。

### (2) とくしまエコマネジメントシステムの運用

本計画に基づき取り組んだ結果や目標の達成状況は、とくしまエコマネジメントシステムの運用により、毎年、点検・評価を行うとともに、点検・評価の結果は環境報告書、広報等を通じて広く公表していきます。

### (3) 関係行政機関との連携・協力

吉野川を管理する国土交通省四国地方整備局や徳島県のほか、本市は各河川の下流域に位置するため、流域にある関係自治体などとも連携・協力を図っていきます。

また、浄化槽法の権限を有する徳島県などとともに、浄化槽の維持管理の向上や普及の促進を図っていきます。

このほか徳島県等が策定した、水質浄化、下水道整備、河川整備に関する各種計画と十分に調整を図りながら個別の事業・施策を推進していきます。

# 資 料 編

# 1 生活排水浄化実践推進員へのアンケート調査結果

## (1) アンケートの概要

### ① 調査の目的

徳島市生活排水浄化実践推進員に対してアンケート調査を実施し、今後の啓発活動の進め方などについて意見を聞いたもの。

### ② 調査対象者

徳島市生活排水浄化実践推進員 114名

### ③ 調査期間

令和3年1月15日から令和3年2月10日まで

### ④ 回答状況

回収率 64.9%

## (2) アンケートの集計結果

問1 お近くの川や水路について10年位前と比べてきれいになったと感じますか。

回 答	回答人数	割合(%)
1 きれいになった	26	35.1
2 少しきれいになった	27	36.5
3 特に変わらない	15	20.3
4 少し汚くなった	2	2.7
5 汚くなった	4	5.4
計	74	100

問2 お近くの川や水路の水を汚す主な原因は何だと思えますか。(複数回答可)

回 答	回答人数	割合(%)
1 生活雑排水(台所・洗濯・風呂等)	60	81.1
2 飲食店・商店の排水	24	32.4
3 家庭のトイレ排水	17	23.0
4 工場・事業場の排水	16	21.6
5 畜産・農業による排水	12	16.2
6 その他	4	5.4

問3 生活排水対策について効果があると思うもの(複数回答可)

回 答	回答人数	割合(%)
1 浄化槽の適正管理(保守・定期点検等)	41	55.4
2 生活排水対策の啓発活動	40	54.1
3 公共下水道の接続率向上	37	50.0
4 単独式から合併式への浄化槽の転換	29	39.2
5 その他	2	2.7

問4 生活排水対策の情報を得る方法について良いと思うもの（複数回答可）

回 答	回答人数	割合(%)
1 徳島市ホームページ	56	75.7
2 テレビ・新聞	45	60.8
3 地域での学習会	36	48.6
4 回覧版	20	27.0
5 YouTube等の動画サイト	12	16.2
6 その他	1	1.4

問5 日頃から取り組んでいる浄化実践活動について（複数回答可）

回 答	回答人数	割合(%)
1 自宅での生活排水対策	60	81.1
2 水切り袋の配布、啓発パネルの掲示	23	31.1
3 広報紙で生活排水対策の呼びかけ	14	18.9
4 団体（大人を対象）での水環境学習	13	17.6
5 団体（子供を対象）での水環境学習	10	13.5
6 その他	1	1.4

問6 生活排水対策活動として、協力・参加しても良いと思うもの（複数回答可）

回 答	回答人数	割合(%)
1 地域の集まりでの水切り袋の配布等	45	60.8
2 川や海の清掃活動	26	35.1
3 下水浄化センターなどの水処理施設見学会	25	33.8
4 市民を対象とした水環境学習会での呼びかけ	24	32.4
5 川の水質や川にすむ生き物の調査等のイベント	15	20.3
6 広報紙への生活排水関連記事の投稿	11	14.9
7 浄化実践活動の様子を動画サイトへ投稿	9	12.2
8 その他	0	0

### (3) まとめ

- ・10年前より近くの川の水がきれいになったと感じる人が約7割を占めていた。
- ・生活排水対策を進める上で、市民への啓発活動や浄化槽の適正管理が重要であるという意見が多かった。
- ・生活排水対策に関する情報収集の方法として、ホームページやテレビ・新聞などのほか、地域での学習会を挙げる意見が多かった。
- ・地域の集まりで水切り袋を配布したり、学習会を開催することは、推進員からの協力・参加が得やすい取組であると考えられる。

## 2 策定経過

令和3年	1月15日～2月10日	徳島市生活排水浄化実践推進員に対してアンケート調査を実施
	9月16日～10月1日	第3次徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議委員に係る市民公募
	12月24日	第3次徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議（第1回会議） ・現状把握 ・課題の整理
令和4年	6月9日～	計画書（事務局案）について関係課との調整
	7月5日	第3次徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議（第2回会議） ・目標、施策の検討
	8月31日	第3次徳島市生活排水対策推進計画の策定に関する会議（徳島県との事前協議）
	10月4日	水質汚濁防止法第14条の9第5項に基づき県知事に通知
	10月21日	県知事より第3次徳島市生活排水対策推進計画の策定について通知
	11月8日	第3次徳島市生活排水対策推進計画の策定

### 3 第3次徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議

#### (1) 第3次徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第3次徳島市生活排水対策推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定するにあたり、幅広く市民等の意見を求めるため、第3次徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 徳島市における水環境問題についての現状と課題に関すること。
- (2) 徳島市における水質保全施策に関すること。
- (3) 生活排水の浄化実践活動の推進に関すること。
- (4) その他、推進計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 市民会議は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、環境問題に関し、学識経験を有する者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年度の推進計画策定までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は市民会議を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、環境部環境保全課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

(2) 第3次徳島市生活排水対策推進計画策定のための市民会議委員名簿（五十音順）

氏名	所属等	備考
あき 美重子 安芸	徳島市消費者協会 顧問	
あらい 清臣 荒井	徳島市小学校校長会 会長  (～令和4年3月31日)	
いなぎ 俊生 稲木	徳島市 eco リーダー会 代表	
こいずみ 有里 幸泉	公益社団法人 徳島県環境技術センター 部長	副会長
こうづき やすのり 上月 康則	徳島大学 環境防災研究センター長	会長
せと 恵深 瀬戸	株式会社エフエムびざん 放送部 ディレクター	
たなか 美和 田中	(株)MIZUYA 代表取締役社長  (フードコーディネーター)	
ひので ひでき 日野出 英樹	徳島市小学校校長会 会長  (令和4年4月1日～)	
もりもと 輝実 森本	市民公募委員	



## 4 水質汚濁防止法（抜粋）

### 第二章の二 生活排水対策の推進

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の五 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第十四条の六 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（生活排水を排出する者の努力）

第十四条の七 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

（生活排水対策重点地域の指定等）

第十四条の八 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域にわたる場合においては、都府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都府県知事に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。
- 5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の策定等）

第十四条の九 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
  - 二 生活排水処理施設の整備に関する事項
- 3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。
- 5 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあっては勧告をすることができる。
- 7 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の推進）

第十四条の十 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導等）

第十四条の十一 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するために必要と認める場合には、その生活排水対策重点地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができる。

## 5 生活環境の保全に関する環境基準等

### (1) 生活環境の保全に関する環境基準

#### ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1以下	25以下	7.5以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2以下	25以下	7.5以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3以下	25以下	5以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0～8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

- (備考) 1 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。  
2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
" 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

#### イ 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8～8.3	2以下	7.5以上	300CFU/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8～8.3	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0～8.3	8以下	2以上	—	—

- (備考) 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。  
 2 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
 // 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 環境基準水域類型の指定状況等

ア 河川

水 域 名	範 囲	類 型	指 定 年 月 日
吉野川下流	大川橋より下流	A	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
今切川上流	旧吉野川合流点より鯛浜潮止堰	C	
今切川下流	鯛浜潮止堰より下流	B	
新町川上流	新町川のうち助任川との合流点から上流	C	昭和 62 年 6 月 26 日 県告示
新町川下流	新町川のうち助任川との合流点から下流	B	
勝 浦 川	上勝町正木(ダム地点)から江田潜水橋下流の潮止堰まで	A	昭和 48 年 6 月 1 日 県告示

イ 海域

水 域 名	範 囲	類 型	指 定 年 月 日
勝 浦 川	江田潜水橋下流の潮止堰から下流	B	昭和 48 年 6 月 1 日 県告示

ウ 大腸菌数の環境基準値の設定

類 型	水 域	大 腸 菌 数
河 川	A 吉野川下流 勝浦川下流	300CFU/100ml 以下
	B 新町川下流	1,000CFU/100ml 以下

## 6 用語の説明

### ○SDGs 未来都市

2008 年より、わが国では持続可能な経済社会実現に向けて「環境モデル都市」と「環境未来都市」を選定していたが、これらに加えて、地方創生を一層促進することを目的として、SDGs 達成に向けた取組を提案する都市が「SDGs 未来都市」として選定されている。

持続可能な経済社会を実現する都市・地域づくりという観点のほか、SDGs の 17 の目標と紐づけられた評価軸で選定されていることが特徴である。

### ○n-ヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサンに溶ける油分等のこと。

### ○かわまち大賞

国土交通省が、全国で進めている「かわまちづくり」の中から、地域を流れる川を生かしてにぎわいを創り出し、他の模範となる先進的な取組を表彰するもので、平成 30 年度に創設された。

### ○グリーストラップ

厨房からの排水に含まれている油や残飯を一時的に溜めておく装置。阻集器と分離槽からなり、阻集された物、油脂分を定期的に回収し除去しなければならない構造になっている。

### ○子ども環境リーダー

小学生 4 年生から 6 年生を対象に、徳島市が作製した「エコ生活ノート」を使用して環境講座を開催し、家庭でエコライフを実践した子どもたちを「子ども環境リーダー」として認定するもの。

### ○浄化槽の法定検査

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽法により法定検査を受けることが義務付けられている。

#### ・設置後最初の検査（浄化槽法第 7 条検査）

工事が適正に行われ、正常に機能しているかを確認する検査。使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 カ月の間に検査を行う。

#### ・定期検査（浄化槽法第 11 条検査）

保守点検及び清掃が適正に行われているか、浄化槽の性能が十分に発揮されているかなどを確認する検査で、毎年 1 回行う必要がある。

### ○水素イオン濃度（pH）

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であり、7 は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。富栄養化の進んだ水域では、藻類などの炭酸同化作用により高いアルカリ性を示すことがある。自然水の pH は、通常 6.5～8.5 の範囲にある。

### ○生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）

BOD は、水中の有機物などが微生物により酸化・分解される際に消費される酸素量のこと。一方、COD は有機物などが過マンガン酸カリウムにより化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のこと。どちらも水の汚れを表す指標であり、数値が大きくなるほど水が汚れている。

BOD は河川、COD は海域や湖沼の汚れ具合を示す指標として用いられている。

#### ○大腸菌数

大腸菌の存在は、し尿等の流入を示すものであり、これが多ければ、赤痢菌、チフス菌が存在する可能性が高くなる。また、快適な生活環境を衛生学的安全性から確認する指標として用いられている。

#### ○徳島市未規制事業場排水浄化対策指導要綱

水質汚濁防止法及び徳島県生活環境保全条例の規定に基づく排水基準の適用を受けない事業所からの排水を改善するために、飲食店などを設置する際に、事前に排水処理の方法などを市と事前協議するよう定めたもの。

#### ○日本の重要湿地500

ラムサール条約登録湿地の選定や湿地保全の基礎資料とするために、2001年に環境省によって選定された日本国内の500箇所の重要な湿地のことである。環境省では、日本の湿地500の選定以来十数年が経過したことから見直しを行い、2016年に生物多様性保全上重要な湿地として633箇所を公表している。

#### ○浮遊物質量（SS）

水中に浮遊している粒径2mm以下の不溶解性物質の量のこと。水の濁りの原因となるもので、魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成を妨害するなどの有害作用がある。

#### ○溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素量のこと。溶存酸素は、水の浄化作用や水中生物にとって不可欠なものであり、数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

#### ○レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、データベースにまとめたもの。レッドリスト（正式名称：絶滅のおそれのある種のレッドリスト）は、スイスのグランに本部を置くIUCN（国際自然保護連合）により発表されている。環境省も日本独自のレッドリストを作成しているが、これもIUCNが作成したレッドリストの評価基準に基づき作成されている。



## 第3次徳島市生活排水対策推進計画 ー令和4年11月ー



徳島市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

[企画・編集] 徳島市環境部環境保全課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL (088) 621-5213 FAX (088) 621-5210

URL <https://www.city.tokushima.tokushima.jp>